

竹原市空き家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に基づく空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、竹原市空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空き家等(法第2条第2項に規定する特定空き家等をいう。次号及び第4号において同じ。)の判断の基準に関すること。
- (3) 特定空き家等に該当するか否かの判断が困難な場合の当該判断に関すること。
- (4) 特定空き家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、空き家等に関する対策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって、組織する。

2 委員は、副市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する専門的知識又は学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 会議は、原則として公開しない。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、公開することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 委員が委嘱された後最初に召集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。